

# 児童発達支援・放課後等デイサービスの 主な検討事項(案)

# 主な検討事項（案）\_②

## Ⅱ 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について

### 1. 「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の具体的な方向性として、どのようなことが考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの在り方としては、特定領域の支援のみを提供するのではなく、アセスメント及び個別支援計画の策定プロセスから個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じた日々の支援の中で、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」（仮称）を基本型とする方向で検討する必要がある。

その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合でも、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」（仮称）として位置付ける方向で検討する必要がある。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮する必要がある。

### 2. 見守りだけや、学習塾のような学習支援のみ、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて、どのような対応が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）

見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合、学習塾のような学習支援のみとなっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合、サービス提供からみて障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容の場合は、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しいかを検討する必要がある。

### 3. 発達支援を必要とする障害児の利用状況（併行通園・保護者の就労等）に応じた支援を行うことについて、支援時間の長短等を考慮したうえで適切に評価するためには、どのようなことが考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）

それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する必要がある。こうした親の就労への対応を検討する際には、保育所、放課後児童クラブ、日中一時支援など他のサービスの実態を踏まえた役割分担を意識して検討する必要がある。

# 児童発達支援

## Ⅱ 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型(仮称)」と「特定プログラム特化型(仮称)」の方向性について

### 児童発達支援

(1) 児童発達支援の本来の支援の在り方として、ガイドラインにおいて総合的な支援を基本と位置付けている中、改めて一部の特定領域の支援の位置づけに関してどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 児童発達支援については、ガイドラインにおいて4つの役割（本人支援・移行支援・家族支援・地域支援）を定めた上で、本人支援については5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）を全て含めた、総合的な支援を行うことを定めているが、見直すべき点やその他に必要な要素は考えられるか。
- ・ 児童発達支援の主な対象が乳幼児期という、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、全ての児童に総合的な支援が提供されることが必要であり、全ての児童発達支援においてこれを提供することを基本とすることが考えられるがどうか。  
また、総合的な支援の提供を前提としつつ、特定の領域の支援（理学療法等）を重点的に行うことは、個々の子どもの障害特性に対応した効果的な支援となることも考えられるがどうか。  
その際に多職種が連携しながら、そのような形で効果的に支援を行う体制や仕組みとしてどのようなことが考えられるか。
- ・ 児童発達支援の内、児童発達支援センターに関しては、地域の中核的役割を担う観点から上記のような支援を行うことを基本としてはどうか。

## 児童発達支援(続き)

### (検討の視点の例(続き))

- ・ 障害児本人に5領域全てを含めた、総合的な支援を行う観点から、支援全体のコーディネートが必要であるが、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が無い地域も含め、各地域でコーディネートが適切に行われる方策として、どのようなことが考えられるか。
- ・ ガイドラインで示している児童発達支援の役割・支援内容等が適切に果たされるために運営基準等への位置付けも含め、どのような方策が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日)(P8より抜粋)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの在り方としては、特定領域の支援のみを提供するのではなく、アセスメント及び個別支援計画の策定プロセスから個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じた日々の支援の中で、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」(仮称)を基本型とする方向で検討する必要がある。その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合でも、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」(仮称)として位置付ける方向で検討する必要がある。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(令和3年10月20日)(P20より抜粋)

- 「特定プログラム特化型」(仮称)の支援として位置付けるべき専門性の高い有効な発達支援の範囲の検討に際しては、支援の有効性を個々の機能の短期的改善に求めるのではなく、その子の人生を通じたウェルビーイングの向上という観点を踏まえるべきである。子どもと家族を個々の機能の改善に追い立て、精神的負担になるようなことは避けなければならない。また、本来の児童発達支援の在り方が「総合支援型」(仮称)にある点を踏まえつつ、「福祉」として提供されるべき性質であるかどうか、経過的な在り方も含めて慎重に検討を行うことが必要である。

## 児童発達支援（続き）

（2）見守りだけや、学習塾のような学習支援のみ、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて、どのような対応が考えられるか。

### （検討の視点の例）

- ・ 児童発達支援において見守りだけ等、公費により負担する障害児通所支援の内容として明らかに相応しくないと考えられるものとして、具体的にどのようなものが考えられるか。
- ・ 一方、上記のようなものであっても、5領域の視点を盛り込んだ支援内容とすることで、有効な児童発達支援となりうるとも考えられるが、具体的にどのようなものが考えられるか。
- ・ また、児童発達支援として必要な視点が入っていることを確認するために、具体的にどのような方策が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）

見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合、サービス提供からみて障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容の場合は、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しいかを検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P13より抜粋）

○ さらに、今般、障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改められたことから、学習塾や習い事等の様々なサービスにおいて、障害の有無に関わらず利用できるよう社会全体で合理的配慮が進むようになっていくことが望まれる。こうした点からも、学習支援や習い事のような内容が障害児通所支援において提供されることが適切とは言えないことに留意すべきである。

## 児童発達支援（続き）

- (3) 発達支援を必要とする障害児の利用状況（併行通園・保護者の就労等）に応じた支援を行うことについて、支援時間の長短等を考慮したうえで適切に評価するためには、どのようなことが考えられるか。

### （検討の視点の例）

- ・ 児童発達支援には、児童発達支援が生活の主軸である場合と、保育所や幼稚園等が生活の主軸である場合（併行通園で児童発達支援をスポット的に利用等）があり支援時間に差異があるが、これらを考慮したうえで適切に評価するためには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 親の就労への対応について、障害児に対して適切に発達支援を提供しつつ、親の就労への対応を行う方策としてどのようなものが考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）

それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する必要がある。こうした親の就労への対応を検討する際には、保育所、放課後児童クラブ、日中一時支援など他のサービスの実態を踏まえた役割分担を意識して検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P13より抜粋）

○ また、支援時間の長短に対しての適切な評価の検討に際しては、障害特性や年齢等により、利用開始当初にごく短時間にならざるを得ない場合等を含め、必要な支援が行えなくなることがないように留意しつつ進める必要がある。

# 放課後等デイサービス



(1) 放課後等デイサービスの本来の支援の在り方として、ガイドラインにおいて基本活動を組み合わせた総合的な支援を基本と位置づけている中、幅広い年代を対象としていることを考慮した上で、改めて一部の特定領域の支援の位置づけに関してどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 放課後等デイサービスについては、ガイドラインにおいて基本的役割（①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援）を定めた上で、4つの基本活動（「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」）を全て含めた総合的な支援を行うことを想定しているが、学童期・思春期に対する支援という観点から見直すべき点やその他に必要な要素は考えられるか。
- ・ また、ガイドラインにおいて、「学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う」という記載があるが、学校や家庭とは異なる第三の居場所として求められる機能やそこでの支援内容として、どのようなこと考えられるか。
- ・ 総合的な支援の提供を前提としつつ、特定の領域の支援を重点的に行うことは、個々の子どもの障害特性に対応した効果的な支援となることも考えられるがどうか。  
その際、放課後等デイサービスの対象年齢（小学生から高校生まで）や学童期・思春期の発達段階を考慮したうえで、特有の支援内容として具体的に考えられるものはあるか。

## 放課後等デイサービス(続き)

### (検討の視点の例(続き))

- ・ 障害児本人に多領域を全てを含めた総合的な支援を行う観点から、支援全体のコーディネートをする必要があるが、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が無い地域も含め、各地域でコーディネートが適切に行われる方策として、どのようなことが考えられるか。
- ・ ガイドラインで示している放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるために運営基準等への位置付けを含め、どのような方策が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日)(P8より抜粋)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの在り方としては、特定領域の支援のみを提供するのではなく、アセスメント及び個別支援計画の策定プロセスから個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じた日々の支援の中で、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」(仮称)を基本型とする方向で検討する必要がある。その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合でも、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」(仮称)として位置付ける方向で検討する必要がある。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(令和3年10月20日)(P19より抜粋)

- その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合であっても、専門性の高い有効な発達支援(理学療法、作業療法、言語療法等)については、「特定プログラム特化型」(仮称)の放課後等デイサービスとして位置付ける方向で検討すべきである。その際は、学童期・思春期といった放課後等デイサービスの対象年齢・発達段階に特有のプログラムとして考えられるものがあるかも合わせて検討が必要である。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮すべきである。

(2) 見守りだけや、学習塾のような学習支援のみ、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないものについて、どのような対応が考えられるか。

（検討の視点の例）

- ・ 放課後等デイサービスにおいて見守りだけ等、公費により負担する障害児通所支援の内容として明らかに相応しくないと考えられるものとして、具体的にどのようなものが考えられるか。
- ・ 一方、上記のようなものであっても、4つの活動の視点を盛り込んだ支援内容とすることで、有効な放課後等デイサービスとなりうるとも考えられるが、具体的にどのような内容のものが考えられるか。
- ・ また、放課後等デイサービスとして必要な視点が入っていることを確認するために、具体的にどのような方策が考えられるか。

(3) 発達支援を必要とする障害児の利用状況（併行通園・保護者の就労等）に応じた支援を行うことについて、支援時間の長短等を考慮したうえで適切に評価するためには、どのようなことが考えられるか。

（検討の視点の例）

- ・ 親の就労への対応について、障害児に対して適切に発達支援を提供しつつ、親の就労への対応を行う方策としてどのようなものが考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）」

見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合、サービス提供からみて障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容の場合は、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しいかを検討する必要がある。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P8より抜粋）」

それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する必要がある。  
こうした親の就労への対応を検討する際には、保育所、放課後児童クラブ、日中一時支援など他のサービスの実態を踏まえた役割分担を意識して検討する必要がある。

（４）学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応や、教育との連携について、どのようなことが考えられるか。

（検討の視点の例）

- ・ 学校等に進学せず（できず）、どこにも日中の通いの場がなくなっている発達支援を必要とする障害児への対応について、どのような支援方策が考えられるか。
- ・ また、学校には在籍しているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児の対応について、どのような方策が考えられるか。
- ・ 放課後等デイサービスは、制度上、授業の終了後又は休業日に、学校との連携を図りながら障害児の発達を支えていくサービスとして位置付けられているが、教育との役割分担や連携について、どのように考えるか。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P20より抜粋）」

- なお、高校や専修学校・各種学校等に進学せず（できず）、日中の通いの場がない障害児の場合でも、上記と同様に、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、自立的に過ごすことが難しく、通所での発達支援を特に必要とする状況も想定されるが、放課後等デイサービスは、制度上、授業の終了後又は休業日に、学校との連携を図りながら障害児の発達を支えていく性質のサービスとして位置付けられている。  
他方で、児童発達支援は、対象は障害児（＝18歳未満）であり、義務教育終了後の年齢層を制度上カバーしうるものとなっているが、実態的には、設備等は幼児用に整備され、利用児童の年齢層も圧倒的 majority であることから、同世代との交流等が難しくなる。  
さらに、15歳以上の場合は、いわゆる「者みなし」により、日中活動の場として生活介護等の支給決定を受けることも制度上は可能であるが、生活介護等の場合も同様に、同世代との交流等が難しい場合があり得る。  
このような点も踏まえ、学校等に進学せず（できず）、どこにも日中の通いの場がなくなっている障害児のうち、通所での発達支援を必要とする場合についての制度的対応については、引き続き検討を進めるべきである。
- また、学校には在籍はしているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児についての対応については、引き続き検討を進めるべきである。保育所、放課後児童クラブ、日中一時支援など他のサービスの実態を踏まえた役割分担を意識して検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P21より抜粋）」

現在、ガイドラインで示している学校との連携（特別支援教育コーディネーターとの連携、対象児の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の相互共有等）や、自立活動などの学校での学びの内容との連携が着実に果たされることが、両者で一貫した支援姿勢を取るために重要であることにかんがみ、運営基準等に位置付けなおすことを含め、実効性を高める方策を検討することが望まれる。